

平成21・22年度 国土交通省に係る競争参加資格審査について
(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務)

平成21・22年度を有効とする国土交通省大臣官房会計課、各運輸局、各航空局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所及び国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)(以下「官房会計課所掌機関」といいます。)、国土交通省地方整備局(「道路・河川・官庁営繕・公園関係」及び「港湾空港関係」)、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎を除く。)(以下「国土交通省地方整備局等」といいます。)、国土交通省北海道開発局、国土交通省国土地理院の定期の競争参加資格審査(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務)については、次の通り実施いたします。

1. 受付方法及び受付期間

(1) インターネット方式(建設工事及び、測量・建設コンサルタント等業務)

① パスワード申請受付期間 平成20年11月4日(火)～平成20年11月28日(金)

② 入力プログラムダウンロード期間 平成20年11月4日(火)～平成21年1月15日(木)

③ 申請用データ受付期間 平成20年12月1日(月)～平成21年1月15日(木)

※上記インターネット方式の受付期間のうち、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日(月)～1月3日(土)の終日)及び平日の17:00～9:00の間は、システムを運休しておりますので、注意してください。また、インターネット方式を利用する際のURLについては、詳細な機器仕様と併せて平成20年10月初旬に別途記者発表いたします。

※インターネット一元受付のヘルプデスクは、上記②の期間中のみ開設します。前回までのヘルプデスクは既に閉鎖しており、電話番号・FAX番号も変わります。前回までのヘルプデスクの電話番号・FAX番号は第三者が使用している可能性がありますので、電話をかけないようお願いいたします。ヘルプデスクの電話番号・FAX番号は決定次第お知らせいたします。

(2) 文書郵送方式 平成20年12月1日(月)～平成21年1月15日(木) (※ 当日消印有効)

(3) 文書持参方式 平成20年12月1日(月)～平成21年1月30日(金)のうち各地方整備局等が定めた期間

2. 相互受付の実施について(国土交通省地方整備局等に限る。)

建設工事、測量・建設コンサルタント等における定期受付の文書持参方式については、申請者の方の負担を減らすべく、平成15・16年度定期受付より地方整備局の「道路・河川・官庁営繕・公園関係」(旧建設省所掌)と「港湾空港関係」(旧運輸省所掌)の受付を各地方整備局等で一元的に受け付けております。

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の文書持参方式の受付場所、受付期間は、平成20年10月初旬に各地方整備局において発表いたします。

3. 申請書等様式

建設工事の競争参加資格に係る申請書等の様式の改定を実施いたします。詳細については、申請書及び申請書作成の手引きのホームページからのダウンロードによる入手方法等を含めて平成20年10月初旬に別途記者発表致します。

4. 建設工事の競争参加資格に必要なとなる経営事項審査

(1) 資格審査の対象となる経営事項審査

定期受付の場合には、経営事項審査は、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、定期受付の申請書類の提出期間の終了日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものでなければならないこととしています。具体的には、平成21・22年度定期受付の場合には申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、平成19年6月30日以降を審査基準日とするものとなります。(平成19年6月30日以降を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものでなければなりません。)

さらに平成21・22年度の資格審査にあたっては、建設業者が(2)の再審査による場合も含め、平成20年4月1日付けで改正された基準(以下「改正後の基準」という。)による経営事項審査の総合評定値通知を受けていることが必須要件となりますのでご注意ください。

※インターネット方式による申請の場合

- ・総合評定値通知書の写しの提出は不要。
- ・再審査による場合を含め、改正後の基準による経営事項審査の総合評定値通知を受けていない場合には、申請データを送信してもエラーとなり受け付けられません。

※郵送・持参方式による申請の場合

- ・再審査による場合を含め、改正後の基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出が必要。

(2) 経営事項審査の審査基準の改正に伴う再審査

改正前の基準で経営事項審査の総合評定値通知を受けているものは、再審査を受けることができます。この場合、大臣許可業者については、通常の経営事項審査の場合と同様、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に対して行うことになります。

また、再審査の場合も経営状況分析については、登録経営状況分析機関からの結果通知書が必要になりますのでご留意願います。

再審査の申立期間：平成20年4月1日(火)～平成20年7月29日(火)